



傷害通院保険金付

(傷害保険)

# 親子のための身の回り品損害費用保険



子供が不慮の事故で物を壊したときの保険で、月々200円でご加入いただけます。

## 身の回り品損害費用保険とは？

- 日本国内において転ぶといった不慮の事故によって医療機関に通院した場合、または身体に傷害が発生する事由において身の回り品に発生した損害に対して保険金を支払います。
- 当社は、第1回保険料相当額を受け取った後に、保険契約の申込の承諾をもって、保険契約上の責任を負います。
- 但し、親子のための対人トラブル保険、親子のための弁護士保険を同時にお申込をされる場合に限り、保険のお申込をされた日からその日を含めて90日目に第1回保険料相当額を受け取り、その翌日に保険契約の申込の承諾をします。

## ○支払われる例

子供が日本国内において転倒して、ケガをして通院したとき、または不慮の事故によりケガをして身の回り品が壊れたときに支払の対象になります。例えば、つぎのような事例等が補償対象になります。

1. 子供が坂道で転んでケガをして通院した。
2. 子供が自転車で転倒してケガをし、それと同時に物を壊し、病院で治療、目撃者が証明してくれた場合。
3. 子供が階段から転落してケガをし、それと同時に物を壊し、病院で治療、目撃者が証明してくれた場合。
4. 子供が火傷をし、それと同時に物を壊し、病院で治療、目撃者が証明してくれた場合。
5. 子供が動物から襲われた際にケガをし、それと同時に物を壊し、病院で治療、目撃者が証明してくれた場合。



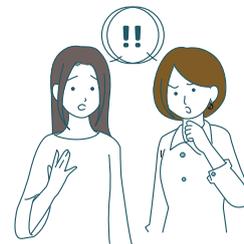
階段で転んでスマホを壊した。



子供が火傷をした際にゲーム機を落とした。



事故で治療している。



事故の証明をしてくれる人がいる。

## ×支払われない例

例えば、次のような場合は、保険金の支払いの対象にはなりません。

なお、親の身の回り品の損害は補償の対象外です。お申込の際に、約款および重要事項説明書を必ずご確認ください。



不注意で物が壊れても対象にはなりません。



眼鏡や衣服などの身の回り品などの免責品があります。



ケガをしている証明がないと支払われません。



事故を証明してくれる人がいないと支払われません。

## お支払いする保険金

名称	保険金額	支払事由
身の回り品損害費用保険金	最大 10万円  免責額 1,000円	<p>被保険者が、責任開始日以後に、日本国内において不慮の事故によって身体に傷害が発生する事由において、身の回り品に発生した損害に対して保険金を支払います。なお、身の回り品とは、被保険者が所有する、日常生活において携行できる生活用動産であり、保険価額が30万円以下のものをいいます。具体的には、時計、カメラ、テント、鞆等です。ただし、次に掲げる物は、保険の対象になりません。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 船、航空機、自動車、原動機付二輪車および三輪車等、雪上オートバイ、リュージュ、ポブスレー、スケルトンゴーカート、自転車、スカイダイビング、ハングライダー、パラグライダー、超軽量動力機、ジャイロプレーン、サーフボード、ウィンドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品</li> <li>2. コンタクトレンズ、眼鏡、義歯、義肢、その他これらに準ずる物</li> <li>3. 衣類、靴、靴下、手袋、紐、その他これら消耗品に準ずる物</li> <li>4. 動物および植物</li> <li>5. 金銭、有価証券、手形、小切手、定期券、印紙、切手、鉄道・船舶・航空機の乗車券、宿泊券、観光券及び旅券、通帳、預金自動支払機カード、預金証書または貯金証書、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、磁気媒体とそのソフト、その他これらに準ずる物</li> <li>6. 稿本、設計書、図案、帳簿、その他これらに準ずる物</li> </ol>

名称	保険金額	支払事由		
傷害通院 保険金	日額	被保険者が、責任開始日以後に、日本国内において不慮の事故によって身体に傷害が発生する直接の原因として、被保険者が次のいずれにも該当する通院をしたとき 1. 責任開始日以降に発生した不慮の事故による障害の治療を目的とする通院または往診による治療 2. 医療法に定める病院または診療所における通院 3. 医師が行う医療行為が例外的医療行為にあたる往診		
	1,000 円			
保険料 (月払)		小学校	中学校	高校
	保険料	一律 200 円		

## 保険金をお支払しない主な場合

本保険において、保険金を支払われない場合は次のとおりです。  
免責理由は次のとおりです。

身の回り品 損害費用 保険金	<p>被保険者が、次のいずれかにより支払事由に該当したとき</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 被保険者の薬物依存（傷害保険普通保険約款 別表 2 参照）</li> <li>2. 保険契約者の故意または重大な過失</li> <li>3. 被保険者の故意または重大な過失</li> <li>4. 被保険者の自殺行為、犯罪行為、または闘争行為</li> <li>5. 被保険者の精神および行動の障害を原因とする事故</li> <li>6. 被保険者が法令に定める運転資格をもたないで運転している間に生じた事故</li> <li>7. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転、またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</li> <li>8. 戦争その他の変乱</li> <li>9. 地震、噴火または津波</li> <li>10. 核燃料物質（注 1）もしくは核燃料物質（注 1）によって汚染された物（注 2）の放射性、爆発物その他の有害な特性、またはこれらの特性による事故 （注 1）使用済燃料を含みます。（注 2）原子核分裂生成物を含みます。</li> <li>11. 8から10までのいずれかの事由に随伴して生じた事故、またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故</li> <li>12. 10 以外の放射線照射または放射能汚染</li> <li>13. 保険の対象の欠陥</li> <li>14. 保険の対象の自然の消耗または劣化または性質による錆、カビ、変質、変色、発行、発熱、ひび割れ、肌落ち、その他これらに類似の事由、またはネズミ食い、または虫食い等</li> <li>15. 保険の対象の擦り傷、掻き傷または塗料のはがれ等単なる外観の損傷または保険の対象の汚損であって保険の対象の全体の機能に支障をきたさない損害</li> <li>16. 偶然な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電気事故または機械的事故</li> <li>17. 保険の対象である液体の流出</li> <li>18. 保険の対象の置き忘れまたは紛失</li> <li>19. 磁気テープ、磁気ディスク、USB メモリ、SD カード等の持ち運びが容易な記録メディアまたはその他これらに準ずる方法により情報を記録しておく機器に記録された情報の損害</li> <li>20. 楽器の弦の切断または打楽器の打皮の破損</li> <li>21. 楽器の音色または音質の変化</li> <li>22. 他人から預かっている財物</li> </ol>
傷害通院 保険金	<p>被保険者が、のいずれかにより支払事由に該当したとき</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 被保険者の薬物依存（傷害保険普通保険約款 別表 2）</li> <li>2. 保険契約者の故意または重大な過失</li> <li>3. 被保険者の故意または重大な過失</li> <li>4. 被保険者の自殺行為または犯罪行為</li> <li>5. 被保険者の精神および行動の障害（傷害保険普通保険約款 別表 2）を原因とする事故</li> <li>6. 被保険者が法令に定める運転資格をもたないで運転している間に生じた事故</li> <li>7. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</li> <li>8. 戦争その他の変乱</li> <li>9. 地震、噴火または津波</li> <li>10. 核燃料物質（注 1）もしくは核燃料物質（注 1）によって汚染された物（注 2）の放射性、爆発物その他の有害な特性、またはこれらの特性による事故 （注 1）使用済燃料を含みます。（注 2）原子核分裂生成物を含みます。</li> <li>11. 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）、頸肩腕症候群、靭帯損傷、挫傷、打撲または疼痛でいずれも医師の診察の際に他覚所見がないもの（原因の如何を問わない。）</li> <li>12. 日本国外における傷害入院および傷害通院による療養</li> </ol>

## ❗ その他 注意事項

次については、理解したうえでお申込ください。

1. 身の回り品損害費用保険金は、再調達保険ではありません。修理費または現在価値の何れかで支払います。それゆえ修理の見積もりまたは現在の価値が判別できる書類の提出をお願いします。
2. 身の回り品損害費用保険金は、免責品がありますのでその点はお申し込みの際に重要事項説明書または約款でご確認ください。
3. 身の回り品損害費用保険金は、不慮の損傷の証明のために医療機関の領収証、または第三者による証明書が必要になります。
4. 身の回り品損害費用保険金は、自らの支出の有無は問いません。
5. 身の回り品損害費用保険金は、自らの所有、または管理・監督していた物品を対象にします。
6. 傷害通院保険金は、身の回り品損害費用保険金の請求が無くても、ケガの通院保険としても使用できます。